

斜網地区廃棄物処理組合物品等競争入札参加資格事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、斜網地区廃棄物処理組合（以下、「組合」という。）が発注する物品等の契約（以下、「契約」という。）に係る競争入札又は、見積合わせ（以下、「入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下、「資格」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格基準の設定)

第2条 管理者は、審査年の前年12月に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その都度定めるものとする。

2 政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示は、斜網地区廃棄物処理組合公告式条例（令和8年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査の申請は、一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「システム」という。）による電子申請により受け付ける。

2 前項の申請があったときは、センターが申請書類の不備や脱漏がないかを確認する形式審査を実施した後にこれを受理し、センターから申請者へ形式審査の完了を通知する。

3 前項の形式審査にて、必要書類に不備や脱漏がある場合は、原則として申請を受理しない。

(資格の審査及び有効期間)

第4条 管理者は、契約に係る入札等に参加しようとする者の資格の有無について審査するものとする。

2 資格の審査は、入札参加資格審査基準（別表1）に基づき資格審査会の審議を得て管理者が決定する。

3 前項の審査は、原則として、定期の申請により行うものとする。

また、前項により資格を有すると決定された者（以下、「資格者」という。）の登録分類の追加及び新規の資格の審査は、定期の申請以外の中間の年度毎に行うものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、随時の申請により行うものとする。

- 4 定期の申請により行う資格の有効期間は、当該年度及び翌年度中とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その期間を変更することができる。
- 5 定期の申請以外の資格の有効期間は、定期の申請の資格の有効期間までとし、管理者が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、随時の申請により行う資格は、資格者とした旨の決定の通知をした日から定期の申請により行う資格の有効期間の末日までとする。

(資格の登録及び結果の公表)

第5条 第4条第2項による資格者は、次の各号に分類し登録する。

(1) 管内業者…網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町（以下、「管内」という。）に本店、本社（個人事業主を含む。）を有する者

(2) 管外業者…第1号以外のもの

2 管理者は、前項の登録を行った場合は、速やかに、組合ホームページにより公表するものとする。

3 管理者は、資格者について物品等競争入札参加資格者名簿（以下、「有資格者名簿」という。）を作成するものとし、次の事項を記載するものとする。

(1) 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）

(2) 登録業種の種類

(3) その他必要と認める事項

(資格の再審査)

第6条 資格者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、センターを通して管理者に再審査の申請をすることができる。

(1) 資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。

(2) 個人事業主である資格者が、事業継承や法人へ変更するなど組織に変更を生じたとき。

(3) 協同組合等である資格者が、その構成員(資格者である組合員に限る。)を変更したとき。

(4) 資格者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

2 前項の規定による再審査の申請は、センターが指定する様式に、センターが必要と定める書類を添付し行うものとする。

3 前項の再審査の申請があった場合は、センターによる形式審査後に、資格審査会の審議を経て、その可否を決定する。

4 第1項各号に規定する資格を継承するものは、継承前の者が指名停止等の処分を受けた場合は、指名停止等の処分は継承するものとみなす。

(登録内容変更届)

第7条 登録内容の変更手続きは、センターが定める「入札参加資格申請内容変更の手引き」の規定によるものとする。

2 センターによる形式審査後、組合にて審査を行い、前項の資格に関する事項の変更届出を受理したときは、管理者は速やかに有資格者名簿を整理するものとする。

(資格の喪失等)

第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者の資格は喪失するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することになったとき。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、法定登録等を取り消されたとき。

2 管理者は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないことと決定したとき及び前項の規定により資格者の資格が喪失したときは、当該資格者に対し、その旨を文書により通知するとともに、速やかに有資格者名簿を整理するものとする。

(指名停止)

第9条 管理者は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が別に定める指名停止基準に該当したときは、当該資格者について、当該事実のあった日から起算して2年間を超えない範囲内において、指名を停止することができる。

2 前項の指名停止を決定する際は、資格審査会の審議を得て、管理者が決定する。

3 前項の指名停止基準及びその事務処理は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

入札参加資格審査基準

1 審査内容

(1) 参加しようとする入札等に付されている事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とする者にとっては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。

(2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していないこと。

2 申請に必要な基準年数の取扱

審査基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日前1年間に売上高を有していること。